

特定非営利活動法人
八王子市民活動協議会
理事長 岡崎 理香 殿

5. 令和3年度監査報告書

私たちは特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人八王子市民活動協議会の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の事業報告書及び計算書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び活動計算書）について監査を行いました。

私たちは理事の業務執行の状況に関する監査に当たり、理事会に出席し、必要と認める場合には意見や質問をし、財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。


監査の結果、法人の業務は法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理は会計原則に則って適正に処理されているものと認められました。

よって、私たちは上記の事業報告書及び計算書類が特定非営利活動法人八王子市民活動協議会の令和4年3月31日をもって終了する事業年度の業務執行状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示していると認めましたのでここに報告いたします。

令和4年4月21日

特定非営利活動法人
八王子市民活動協議会

監事

火山 健三 

監事

藤 岡 一昭 